

第4回 定例総会議事録

1. 日 時	令和6年7月10日（水）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第4回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第4回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に5番秋吉委員さん、11番堀委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、看護科学大学から東へ約350mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はピーナッツ、サトイモ、スイートコーン、1筆はカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆はサトイモ、タマネギ、ピーナッツ、1筆はカキを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、管理機を2台、トラクター、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約69aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから西へ約170mの距離に位置した農地であり、現地は1筆の一部に農業用倉庫があり、その他はレモ</p>

<p>議長</p>	<p>ンの苗が植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてレモンを栽培予定です。農機具は乗用草刈機、フォークリフト、小型草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約17a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番脇委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮苑公民館から北へ約200m 圏内に点在する農地であり、現地の1筆は田植後の状態、1筆は草刈後の状態、その他は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

6番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 中判田駅から南東へ約100m の距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてタマネギ、ジャガイモ、ネギを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から東へ約1.8km の距離に位置した市街化区域の農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各2台、田植機を1台所有しており、トラクターを1台借用、コンバインを1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約5.2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は耕起されており、1筆はカキ、ビワ、カボス、クリ、1筆はキュウリ、トマト、ナス、スイカ、ブロッコリーが栽培されていました。1筆は保全管理されており、1筆は田植えがされていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻、カキ・ビワ・カボス・クリ等の果樹及びキュウリ・トマト・ナス・スイカ・ブロッコリー・エダマメ等の露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機、耕うん機を各2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約19aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
議長	<p>私から報告いたします。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、米良公民館から1筆は南へ約350m、1筆は東へ約50mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契</p>

議長	<p>約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約41a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の2番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。22ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>22ページ 1番です。今回、申請者から3条の許可申請が出ております。申請者が所有するこの筆が耕作されていないため、3条の許可要件のすべての農地を効率的利用していることに抵触することから、こちらの非農地の案件をご審議いただきたいと思えます。</p> <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1970年頃から市道として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は市道として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、22ページ 1番について採決します。</p> <p>22ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、22ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>では戻りまして、5ページ 2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、米良公民館から北へ約160mの距離に位置した農地であり、現地は田植え後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約45aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 3番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から西へ約150mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてダイコン、キュウリ、ナスを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

<p>議長</p>	<p>見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理され、一部でサトイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、カボチャ、トマト、キュウリ等の露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、消毒用ポンプ、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約35aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 5番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>14番村上委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に転居予定であり、申</p>

議長	<p>請地においてジャガイモ、ダイコン、サツマイモを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕うん機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから北東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会福祉法人が社会福祉施設及び道路として利用するものです。農地区分です。申請地の1筆は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当し、2筆は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ9ページ 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告</p>

	<p>と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約350mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m 以内の区域にあるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ10ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、土木建築業を営む法人が事務所及び資材置場、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ11ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から北東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、特定建築条件付用地（2区画）として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、12ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 基盤強化法での所有権移転 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

14番村上委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、高田小学校から南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はカボチャが栽培されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地においてカボチャ、タカナを栽培予定です。農機具は移植機を2台、トラクターを1台所有、コンバインを2台、トラクターを1台借用しています。なお、所有権移転後の経営面積は約4.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、13ページ 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>13ページ 1番です。まず関連する36ページをご覧ください。農地法第18条第6項の通知です。こちらは設定した賃借権を解約した時の通知になります。1番と2番で、中間管理機構を通じて契約していた賃借権を双方の合意により解約して、また、新たに13ページで使用賃借権を契約するものになります。</p> <p>それでは13ページ 1番をご覧ください。土地の表示、申請者、権利等</p>

	<p>については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、廻栖地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約4.3ha となります。</p> <p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約3.9ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ホウレンソウ、白ネギを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約3.7ha となります。</p> <p>15ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐柳地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約11ha となります。</p>
議長	<p>次の、16ページ 4番は長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退席をお願いします。</p> <p>(長尾委員退席)</p>
議長	<p>では、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>16ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、水稻、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約4.5ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、16ページ 4番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、16ページ 4番は承認することとします。</p> <p>では、長尾委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(長尾委員着席)</p>
議長	<p>それでは、引き続き事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>16ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大内地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積</p>

は約2.2ha となります。

17ページ 6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地の2筆はカボチャが栽培され、その他は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンを栽培する新規就農者かつ認定農業者で、契約成立後の経営面積は約21a となります。

7番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地の2筆はサトイモが栽培され、1筆は保全管理、1筆は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜、施設野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。

18ページ 1番です。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容、賃借料は現状と同様の再設定です。

最後に19ページ 1番です。現在、中間管理機構が中間管理している農地の配分替えの内容になります。まず関連する37ページをご覧ください。農地法第18条第6項の通知となります。中間管理機構と耕作者との双方合意による解約の通知がでています。19ページ 1番は、この解約した2筆を新しい耕作者と配分権を設定する内容です。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先の変更です。配分先は主にニラ、水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。

各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した「16ページ 4番」を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、20ページ 第4号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1986年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南へ約680mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1980年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校から南西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2014年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から西へ約5.5kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。</p>

<p>議長</p>	<p>22ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1990年頃から宅地、進入路として利用しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地、進入路として利用されていました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、採決した「22ページ 1番」を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、23ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>23ページから26ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>27ページから29ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で9件出ています。</p> <p>30ページから34ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化</p>

	<p>区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で48件出ています。</p> <p>35ページです。同じく農地法第5条第1項第6号の届出ですが、こちらは一時転用です。市街化区域内農地において権利移動を伴う一時転用の届出が、合計で5件出ています。</p> <p>36ページ、37ページです。農地法第18条第6項の通知で、こちらは先程報告しましたが、利用権の権利設定において双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。</p> <p>最後は、38ページです。農地法第5条許可処分取消願について、土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請地は、令和6年1月12日の定例総会において、住宅建築に伴う進入路として5条一時転用許可の決定をしておりますが、許可後に転用不要となったため、取消願いが合計で1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>県の農林水産部から、今月7月26日の人権啓発リーダー研修会の開催の案内が来ております。これまでは、会長、副会長にご出席いただいております。今後は、会長、副会長の負担を減らすために、会長、副会長、地区審議会長で順番に出席していただければと考えておりますがいかがでしょうか。</p> <p>また、一昨年は会長、昨年は副会長にご出席いただきましたので、今月の研修会は、地区審議会長にご出席いただきたいと思います。そこで、まずは大分・鶴崎地区の地区審議会長からと考えたのですが、現地調査の日程と重なってしまいましたので、大南地区の齊木委員さんご出席いただけないでしょうか。</p>

齊木委員	出席します。
事務局	ありがとうございます。
議長	事務局から提案がありましたが、今後は順番に出席でよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、今後は順番に出席をよろしくお願いします。 他に質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第4回定例総会を閉会します。